

# 一般社団法人日本行動分析学会ハラスメント防止に関する規程

## 第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人日本行動分析学会（以下「当学会」という）内におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント（以下「学会内におけるハラスメント」という）を防止するために本学会員が遵守すべき事項を定める。なお、この規程にいう学会員とは、正会員だけではなく、特別会員、賛助会員等の会員も含まれるものとする。

## 第2条 (パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメントの定義)

- 1 パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、職務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、当学会内での所属環境を害することをいう。なお、客観的にみて、当学会の活動上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示や指導については、パワーハラスメントには該当しない。
- 2 セクシュアルハラスメントとは、相手方の意に反する性的な発言や行為、また、性別や性的指向、性同一性などに関する発言や行為によって生じるハラスメントであり、どのような性別間でも起こりえるものである。妊娠、出産、育児を理由としたマタニティー・ハラスメントの形をとることもある。また、セクシュアルハラスメントの被害者には、直接的に性的な言動等の相手方となった者に限らず、性的な言動等により所属環境を害されたすべての学会員を含む。
- 3 アカデミックハラスメントとは、教育・研究上の力関係を濫用することによって生じるハラスメントである。
- 4 本規程は、以下の各号を含む学会員が活動するすべての活動の場所、及び、活動時間内に限らず実質的に当学会の活動の延長とみなされるすべての時間内においてなされた行為のうち、前各項のハラスメントに該当する行為を規制するものである。
  - ① 年次大会、学術大会、研究会、その他学会が主催又は共催する催事における活動
  - ② 会員集会、社員総会、理事会、各種委員会における活動
  - ③ 学会事務局における活動
  - ④ 学会員としての活動（事務局への問い合わせ、諸手続き遂行に関わる活動を含む）
  - ⑤ 当学会と関連のある学術研究・研究指導に関する活動

## 第3条 (禁止行為)

- 1 すべての学会員は、当学会内における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、当学会内において次の第2項から第5項に掲げる行為をしてはならない。
- 2 パワーハラスメント（第2条第1項の要件を満たした以下のような行為）
  - ① 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
  - ② 人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃
  - ③ 当学会内での報告中やその他イベント中の暴言などの継続的な妨害行為
  - ④ 優越的地位を利用して、不適切な言動等により、相手に不利益を与えたり、研究や学会活動のための環境を悪化させる言動

- ⑤ 性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ずに暴露するなどの個の侵害

3 セクシュアルハラスメント（第 2 条第 2 項の要件を満たした以下のような行為）

- ① 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ② わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③ うわさの流布
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 性的な言動により、他の学会員の研究や学会活動のための環境を悪化せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑥ 交際・性的関係の強要
- ⑦ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った学会員に対して、学会からの除名、退会勧告、役職からの離脱等の不利益を与え、または与えようとする行為
- ⑧ その他、相手方及び他の学会員に不快感を与える性的な言動

4 アカデミックハラスメント（第 2 条第 3 項の要件を満たした以下のような行為）

- ①学会発表などに対する妨害（発表機会を制限する、意図的に不利な会場を割り当てる、等）
- ②研究評価に関する事項での不当な取り扱い 論文査読を公平に行わない、推薦状で実態に即さない低評価を下す、等）
- ③相手方の研究者としての人格や研究能力を不当に傷つける言動（研究する資格がないとか無能といった言葉を浴びせる、等）
- ④相手方の研究上の権利に対する侵害（好適な役職に就くのを妨害する、適正に資金を配分しない、等）
- ⑤研究上の上下関係を利用した研究に関わりのない貢献の強要（宿泊先までの送迎や家事手伝いをさせる、等）

5 他の学会員がハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する役職者等の行為

#### 第 4 条（懲戒）

各種ハラスメント行為があると当学会が判断した場合、その行為の悪質性に応じて、理事会の議決に基づき、以下の各号に定める懲戒処分を行う。

- ① 理事長名による文書または口頭での注意
- ② 理事長名による文書または口頭での嚴重注意
- ③ 年次大会を含む学会が主催する学術集会および懇親会への参加自粛の要請
- ④ 本学会が主催する各種シンポジウムや講演等での司会および講演者としての登壇自粛の要請
- ⑤ 本学会の刊行物への原稿の投稿・提供の自粛の要請
- ⑥ 本学会の役職（本学会役員、代議員、各種委員会委員等）の一定期間の停止
- ⑦ 本学会の役職（本学会役員、代議員、各種委員会委員等）の解任
- ⑧ 定款第 9 条にもとづく「除名」

#### 第 5 条（相談及び苦情への対応）

- 1 当学会におけるハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は、当学会理事会の決定において設置するハラスメント相談窓口とする。
- 2 ハラスメントの被害当事者に限らず、すべての学会員は、パワーハラスメントや性的な言動、教育・研究等に関する所属環境を害する言動に関する相談及び苦情を相談窓口の担当者に申し出ることができる。
- 3 相談を受け付けた場合、対応マニュアルに沿って理事会に報告した上、必要に応じて対策チームを発足させることができる。
- 4 対策チームは、相談者のプライバシーに配慮した上で、被害者、行為者から事実関係を聴取する。また、必要に応じて当事者以外の学会員からも事情を聴くことができる。
- 5 前項の聴取を求められた学会員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 6 対策チームは、対応マニュアルに沿って、調査結果の報告及び再発防止措置の提案を理事会に対して行い、理事会は、問題解決のための措置として、第 4 条による懲戒等、当学会の所属環境を改善するために必要な措置を講じる。
- 7 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行わない。

## 第 6 条 (再発防止の義務)

理事会は、ハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、学会全体の業務体制の整備等、適切な再発防止策を講じなければならない。

## 第 7 条 (その他)

性別役割分担意識に基づく言動はセクシュアルハラスメントの発生原因になり得ること、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生原因になり得ることから、学会員は、このような言動を行わないよう注意するものとする。

## 附則

- ・本規程は 2024 年 11 月 1 日より実施する。